

山鹿市条例第3号

山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例

山鹿市介護保険条例（平成17年山鹿市条例第138号）の一部を次のように改正する。
第12条第1項第3号中「これらに準ずる場合で」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。